

Title	〔行政法五〕法令に規定なき依願休職處分の適否 (昭和三二年七月二二日長崎地裁判決)
Sub Title	
Author	金子, 芳雄(Kaneko, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.9 (1959. 9) ,p.55- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590915-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔行政法 五〕 法令に規定なき依願退職處分の適否

昭和三十三年七月二十三日長崎地裁判決
（行）第二號依願退職處分無効確認給料支拂請求事件
行政事件裁判例集八巻七號一四〇七頁

【判示事項】 一、依願退職處分の適否

- 二、留守居中の未成年者に對して交付された辭令の効力
- 三、市町村立學校職員に對する給與支拂義務者

【參照條文】 地方公務員法第六條第二五條第二七條・市町村立學校職員給與負擔法第一條等

【事實】 原告Xは市立小學校校長とし、その職務を遂行していたところ、昭和三〇年六月二三日刑事上の容疑者として右小學校および原告自宅の搜索、學校關係者の取調べ、さらに、七月一日には原告自身逮捕拘禁せられるにおよんだ。このため、被告Y市教育委員會は同月一二日原告にたいし依願退職を命ずる旨發令した。なお、原告はその後引續き檢察廳の手で取調をうけていたが、同年一月一八日にいたり、起訴猶豫處分にふされた。

かかる事實を基礎とし、原告は、自己の意に反し、かつ、法令に根據なき依願退職處分を争い、さらに、退職期間中の給與の支拂を求めたのが本件である。

原告主張を要約すると、つぎの五點となる。

①公務員の任免（退職をふくむ）にあたり、當該意思表示（退職等）を必要とするときは、その意思表示は文書による要式行爲にして、當該公務員が任意の意思にもとずき文書作成・記名捺印せざりしとき、當該意思表示は無効と解せられる。本件依願退職は被告の命令により原告が捺印したものである。したがつて、依願退職は原告の意に反してなされた一方的處分にすぎない。

②退職處分がかりに原告の眞意にもとずくものであつても、地方公務員法第六條第一項の規定によると、任免等は法律・條例等の法令に準據しておこなわれなければならない。しかるに、依願退職については、これ等法令にその根據をみいだしえない。したがつて、本件依願退職處分は法律上無効のものとして解される。

③公務員の任免行爲は要式行爲にして、文書（辭令）の交付により効力發生する。本件處分にかんし、原告は未だ辭令の交付をうけ

ていないゆえ、處分の効力は發生していない。なお、被告は、原告にたいする辭令を、原告長女に手交したという。しかし、同女は一七歳の未成年ゆえ意思表示を有効に受領する能力をゆうしない。したがつて、同女にたいする辭令交付は適法な意思表示があつたとはいえない。

④小學校教職員にたいする給與支拂義務者は、縣教育委員會であるから給與に影響をおよぼす休職處分は縣教育委員會の承認を要するところ、本件處分はこれをうけていない。この點よりしても本件處分は無効。

⑤上述のごとく、休職處分が無効である以上、休職により原告のうけえざりし給與等六萬七千三百三十八圓の支拂を求めらる。

これにたいし、被告は答辯として、休職願書は原告の任意意思にもとずいて作成されたものであり、また、原告不在のため原告長女に辭令の手交方を依頼したのは適法な辭令交付である。さらに、原告に給與しなかつたのは地方公務員法第二五條の規定によるとのべらる。

【判旨】 依願休職處分の無効確認の點請求棄却

給與等支拂請求の點訴却下

まず、原告主張第一點につき、裁判所は、原告が休職願書に捺印した點を、原告の自發的意思にもとずくと認定する。しかるとき、願書の作成ならびに署名が他人の代筆によるとしても、願書の効力には何等影響をあたえぬ旨判示する。

つぎに、原告主張第二點たる依願休職處分がわが法律上はたして許容せらるべきかの點。任命權者の任免權行使は、地方公務員法第

六條第一項により法律ならびにこれにもとずく條例に根據をゆうさねばならず、しかるとき、依願休職處分は同法その他法令にその根據をみいだしたがたいという原告の主張をみとめる。しかし、右にもかかわらず依願休職處分を適法とする理由をつぎのごとくいう。

「元來本件原、被告の場合のようにいわゆる特別權力關係に立つ當事者間においても、權力者は、法規上の明示的な根據のない限り、たとえ服従者の同意を得たとしても、濫りにこれに對して不利益な處分をすることができないのを原則とすることは多く言うを待たないところであるけれども、しかもなお當該特別權力關係の目的に照して不利益處分をする差し迫つた必要があるばかりでなく、服従者自身も該處分によつて生ずべき不利益な結果を充分認識した上同意を與えており、社會一般の良識から判斷してそうするのが至極尤もだと思料され得るような特別な場合には、たとえ法規上の明示的な根據がなくとも、右の限度内で例外として服従者に對し、依願休職ないしは事宜により依願退職等の不利益處分をすることができるとの解するのが、特別權力關係の性質に徴し……相當である。」と
いう。(判示事項一)

原告主張第三點、すなわち、休職辭令の交付をうけていない旨の主張につき、裁判所は、訴外乙が被告教育委員會委員長の命をうけ原告宅に持參、原告夫婦とも不在のため原告長女に辭令交付を依頼した點をみとめる。そして、同女が高等學校在學中の未成年者であることにたいし、「原告の長女が當時既に意思表示の受領能力を有していたことは、同女の年齢及び教育程度から見ても明かであるから、本件休職辭令は適法に原告に送達されたものといふべきであ

り、原告の右主張も亦採用し難い。」と判示する。(判示事項二)

原告主張第四點、休職處分にかんし、縣教育委員會の承認を必要とするという法規上の根據はみいだしがたい。したがつて、原告のかかる主張は採用しがたい。

原告主張第五點、すなわち、原告は給與支拂義務者を縣教育委員會とみ、被告市教育委員會は原告に支拂わらるべき給與を縣教育委員會より受取つてゐるはずゆゑ、これを引渡せという。たしかに、長崎縣條例(昭和二九年四月二日長崎縣條例第七號・市)によると、縣教育委員會は……學校職員に給與を支給しなければならぬ旨規定する。しかし乍ら、「この規定は、縣教育委員會ないし市町村教育委員會を

【研究】 判決結論には賛成する。

原告主張第一點にかんし、依願休職願書は本人の自發的意思により作成されねばならぬはいうまでもない。しかし乍ら、文書作成にかんする明文規定あればともかく、本件の場合、本人の自發的意思による作成とはかならずしも自筆による作成を要求しているものでない。要は本人の自發的意思によりなされたことがみとめられれば十分である。自筆による願書作成は自發的意思を比較的よくしめすぎない。また、署名捺印・記名捺印、あるいは、自己の管理する印鑑を相手方に渡し捺印せしめたとしても、その間自發的意思あることが發見せられればよい。しかるとき、本件願書の効力は一に原告が自發的意思にもとづきこれを作成したか否かにかかる。そして、この點は裁判所の認定にまたねばならない。したがつて、裁判所のこの點にかんする判示に異論をはさむ餘地はない。

ついで、原告主張第二點、すなわち、判示事項一、この點が本件の中心をなしている。行政法の主要研究對象たる權力的法律關係には、一般權力關係と特別權力關係の二種がそんすることは、一般に承認せられている。そして、地方公共團體と

夫々縣ないしは市町村における教育行政の一機關、すなわちいわゆる行政廳として、これに市町村立學校職員に對する給與支拂等の衝に當らせることにし、その手續を定めておけるだけに止まり、市町村立學校職員に對する實體法上の給與支拂義務者としての權利能力を有するものが縣であることは、昭和二十三年七月十日法律第一三五號市町村立學校職員給與負擔法第一條の規定に照して疑を容れないところである。」しかるときは、依願休職處分のおこなわれた場合にも被處分者が給與をうける權利をもつか否かにかかわらず、縣を被告とすべきところ、行政廳を被告とした本件訴は當事者を誤つたものであり、不適法として、却下をまぬがれない。(判示事項三)

公立學校職員との關係、すなわち、公の勤務關係は特別權力關係の典型的一例にあたる。しかれば、特別權力關係とはいかなる性質の法律關係であろうか。この點、わが國行政法の標準的教科書にはつきのごとくのべられている。特別權力關係は特別の法律原因にもとづいて成立する關係であり、公法上の特定の目的のために必要な限度において、特定の者に、包括的支配權があたえられ、特定の者がこの支配權に服する(田中二郎・行政(法總論二三四頁)。要するに、特別權力關係にあつては、一般權力關係とことなり、個々具體的命令支配には、かならずしも法律の根據を必要としない。もちろん、かくのべても、この關係における權力行使者の恣意に委ねられているわけではない。權力行使は當該關係における目的にてらし必要な範囲にとどめらるべきはいうまでもない。ただ最近の立法は個々具體的命令支配についても明文規定をおく場合が少くない(例えば本件のごとく)。しかし、かかる場合においても、特別權力關係の特質を否定するわけではなく、かかる特質をみとめつつ、被支配者の人權を保護せんとするにほかならない。かく特別權力關係を理解すると、判決理由中において、「特別權力關係に立つ當事者間においても、權力者は、法規上の明示的な根據のない限り、たとえば服従者の同意を得たとしても、濫りにこれに對して不利益な處分をすることができないのを原則とする」という點、「濫りに」が具體的にいかなる範圍をいうか不明であるが、一般論とし承認しがたい。ついで、不利益處分について考察するに、これは、一應、その意に反する不利益處分と同意を前提とする不利益處分にかちうる。前者、ことに前者にかんする不利益處分としての休職は、地方公務員法第二七條第二項により、同法第二八條第三項の場合か、あるいは、條例に定められた事由による場合にかぎる。これは、公務員の身分保障の見地から、特別權力關係における包括的支配權を明文で限定したものである。(あるいは、包括的支配權のみとめられる必要な範圍を明文で示したものである。)したがつて、かかる禁止規定ある以上、支配者はこれ等以外の事由で公務員をその意に反する休職處分にあはしてはならない。これにたいし、同意を前提とする不利益處分、すなわち、本件の依願休職處分についてみると、法令は何等明文の規定を設けていない。しかるとき、法第二七・二八條の反對解釋とし、地方公務員法・

條例にもとづかずして依願休職處分をなすを法がみとめている趣旨と考えられる。したがつて、作用法的に本件依願休職處分は、地方公務員法等の法令に違反するものでない。つぎに、法第六條をみるに、同條は地方公務員の任免權者を創設する規定ではなく、人事委員會および公平委員會とならんで、人事機關として任命權者が重要な機能を明かにするとともに、任免權の行使は、本條の規定に従つてなされなければならないことを明らかにしたものと解される(角田禮次郎・地方公
務員法精義四四頁)。すなわち、本條は宣言的・注意的規定にして、一般の場合には本條違反の直接的効果があらわれない。また、本法と本件の關係をみると、かりに、本件依願休職處分をみとめぬ趣旨の明示規定があれば、當該處分は明示規定に違反し違法となる。しかし、かかる明示的規定なければ、規定なき行爲は當然行えないのでなく、特別權力關係設定の目的にてらし、目的達成のため必要ならば當然行えるのである。本件依願休職處分は作用法的には既述のごとく違法でなく、組織法的には任免權者の權限にぞくする事項である。しかるとき、判決理由にいうがごとく、本件にかぎり特殊事情により例外としてみとめられるのでなく、當然に行いうる事項と解する。

つぎに、辭令の交付についての争を檢討する。すなわち、原告本人不在のため未成年の原告家族に手交された辭令は効力をゆうするか。この問題は、二つにわけられる。まず、本人不在の場合家族に辭令を手交しても、その辭令は本人に手交した場合と同様な効力が發生するか。かつての行政裁判所の判決は、この點肯定する(昭一〇・五・八判決、
行政録四六輯二八八頁)。つぎに、とくに、問題とされている未成年者の意思表示受領能力の點。行政法上、意思能力・行爲能力にかんする一般的规定をかく。したがつて、この種能力をめぐり、ときおり問題が生ずる。たとえば、未成年者に鑛業出願能力ありとする行政裁判所判決をめぐり、美濃部博士は原則とし民法の法律行爲理論を適用しようとした(美濃部達吉・公法、
判例大系上卷六九頁)。田中二郎教授は、行爲能力につき、少くとも財産上の關係ある行爲については、原則として、民法の無能力に關する規定が類推適用されるものと解すべきであらう、とされる(田中・前掲
書二四六頁)。ただし、本件の場合、民法第九八條を直接類推適用しうるかについては、若干問題がのこる。

もし、本件が原告長女あての辭令を同女が受領したならば民法の規定によりうるかもしれない。しかし、本件は未成年者がかわりに受領した場合である。なお、受領能力は、「他人の意思表示の内容を理解しうる能力であるから、みずから意思を決定して發表する能力たる行爲能力よりも、程度が低くてよいわけである」とされている(我妻榮・民法總論。則・二六〇頁)。したがつて、本件の場合、もし、辭令の相手方が原告長女なら、民法第九八條但書を適用して辭令は有効となる。このゆえ、同條但書を擴張解釋した結果を類推するか、あるいは、受領能力を個別的に判決するか、のいずれかによるべきであろう。裁判所の見解は後者の立場によるもののごとくである。

原告主張第四點にたいする裁判所の見解は、とくに論ずる必要がない。

判示事項三の點につき、市町村立學校職員給與負擔法第一條により給與支拂義務者が縣である以上、市教育委員會を給與支拂義務者とし給與支拂請求をなすは、當事者を誤り却下とせられてもやむをえぬであろう。ただし、本件の場合、原告は、給與支拂機關としての被告が、支拂義務者より原告に支拂うため手交されている給與を、被告の才量より原告に支拂わぬゆえこれを引渡せと主張しているのごとく解される。しかるとき、判示事項三に示された見解は、原告主張に適確に回答したものと見えるか否か、若干の疑をさしはさむ。

(金子芳雄)